

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第20号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定電気機器) 第66条 略 (1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第21条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。） (2) 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（省エネ法施行令第21条第3号に規定する蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、 <u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等</u> （平成22年経済産業省告示第54号。以下この号において「判断基準」という。）に規定する電球型蛍光ランプ並びに判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のもの及び卓上スタンド用のものを除く。以下同じ。） (3)～(5) 略 (省エネルギー性能の表示等) 第67条 条例第97条第1項の規定により表示し、説明する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。 (1) 略 ア 略 イ 多段階評価（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1—1イに掲げる多段階評価をいう。） ウ 省エネルギーラベル（告示1—1口に掲げる省エネルギーラベルを	(特定電気機器) 第66条 条例第97条第1項の規定で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。 (1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第21条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。） (2) 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（省エネ法施行令第21条第3号に規定する蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、 <u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等</u> （平成22年経済産業省告示第54号。以下この号において「判断基準」という。）に規定する電球型蛍光ランプ並びに判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のもの及び卓上スタンド用のものを除く。以下同じ。） (3)～(5) 略 (省エネルギー性能の表示) 第67条 条例第97条第1項の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。 (1) エアコンディショナー ア 略 イ 多段階評価（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1—1イに定める多段階評価をいう。） ウ 省エネルギーラベル（告示1—1口に定める省エネルギーラベルを

いう。)

エ エネルギー消費機器等製造事業者等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第77条第1項に規定するエネルギー消費機器等製造事業者等をいう。以下同じ。）の名称

オ 略

カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示1—1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。）

(2) 略

ア 略

イ 多段階評価（告示2—1イに掲げる多段階評価をいう。）

ウ 省エネルギーラベル（告示2—1口に掲げる省エネルギーラベルをいう。）

エ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

オ 略

カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示2—1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。）

(3) 略

ア 略

イ 多段階評価（告示3—1イに掲げる多段階評価をいう。）

ウ 省エネルギーラベル（告示3—1口に掲げる省エネルギーラベルをいう。）

エ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

オ 略

カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示3—1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。）

(4) 略

ア・イ 略

ウ 多段階評価（告示7—1イに掲げる多段階評価をいう。）

エ 省エネルギーラベル（告示7—1口に掲げる省エネルギーラベルをいう。）

オ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

カ 略

キ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示7—1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。）

(5) 略

いう。)

エ 製造事業者等（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第77条に定める製造事業者等をいう。以下同じ。）の名称

オ 略

カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示1—1ハに定める年間の目安電気料金をいう。）

(2) 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具

ア 略

イ 多段階評価（告示2—1イに定める多段階評価をいう。）

ウ 省エネルギーラベル（告示2—1口に定める省エネルギーラベルをいう。）

エ 製造事業者等の名称

オ 略

カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示2—1ハに定める年間の目安電気料金をいう。）

(3) テレビジョン受信機

ア 略

イ 多段階評価（告示3—1イに定める多段階評価をいう。）

ウ 省エネルギーラベル（告示3—1口に定める省エネルギーラベルをいう。）

エ 製造事業者等の名称

オ 略

カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示3—1ハに定める年間の目安電気料金をいう。）

(4) 電気冷蔵庫

ア・イ 略

ウ 多段階評価（告示7—1イに定める多段階評価をいう。）

エ 省エネルギーラベル（告示7—1口に定める省エネルギーラベルをいう。）

オ 製造事業者等の名称

カ 略

キ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示7—1ハに定める年間の目安電気料金をいう。）

(5) 電気便座

ア 略	ア 略
イ 多段階評価（告示13-1イに掲げる多段階評価をいう。）	イ 多段階評価（告示13-1イに定める多段階評価をいう。）
ウ 省エネルギーラベル（告示13-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。）	ウ 省エネルギーラベル（告示13-1ロに定める省エネルギーラベルをいう。）
エ <u>エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</u>	エ <u>製造事業者等の名称</u>
オ 略	オ 略
カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示13-1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。）	カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示13-1ハに定める年間の目安電気料金をいう。）

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。